2　測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



3　測定手順は、次のとおりとする。

㈠　システム情報通知メッセージの第３オクテット及び第６オクテットを次のとおり設定する。

⑴　第３オクテット：「１０」(16進表示）当該ＣＳ使用不可

⑵　第６オクテット：「００」(16進表示）優先局ＰＳ発呼規制無し、優先局ＰＳ位置登録規制無し、一般局ＰＳ発呼規制無し、一般局ＰＳ位置登録規制無し

㈡　㈠の状態で待ち受け及び発信ができないことを確認する。

㈢　第３オクテット及び第６オクテットを次のとおりに設定変更する。

⑴　第３オクテット：「００」(16進表示）当該ＣＳ使用可

⑵　第６オクテット：「Ｆ０」(16進表示）優先局ＰＳ発呼規制有り、優先局ＰＳ位置登録規制有り、一般局ＰＳ発呼規制有り、一般局ＰＳ位置登録規制有り

㈣　㈢の状態で待ち受け及び発信ができることを確認する。

別表第九号中「のうち送信バースト長が５ミリ秒」を削る。

○総務省告示第四百五十三号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣　樽床　伸二

別表第五号第１中「第49条の６の３、」を削り、「若しくは毎秒3.6864メガチップ」を「の無線設備」に改め、同第１の４㈠中「第49条の６の３又は」を削り、同第１の５を次のように改める。

５　位置登録制御

⑴　無線設備規則第49条の６の４の端末設備

伝送設備からの位置情報が端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

⑵　無線設備規則第49条の６の５の端末設備

伝送設備からの位置情報が端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合は、この限りでない。

別表第五号第１の６㈠中「第49条の６の３又は」を削り、同第１の８を次のように改める。

８　端末固有情報の変更を防止する機能

⑴　端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

⑵　端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

⑶　端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

別表第五号第５中「のうち送信バースト長が５ミリ秒」を削る。

○環境省告示第百六十六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十八条第一項の規定に基づき福島県双葉郡浪江町の特別地域内除染実施計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年十二月五日

環境大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

はじめに

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号。以下「特措法」という。)は、平成23年８月末の公布以後、特措法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定。以下「基本方針」という。)や政省令の整備、国が除染等の措置等[1]を実施する除染特別地域の指定等を経て、平成24年１月１日に全面施行されたところである。

全面施行を受け、国等は、特措法に基づく除染等の措置等を迅速かつ適切に実施することになる。除染特別地域における除染等の措置等については、特措法第28条に基づき策定する除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」又は「本計画」という。)に従って進めることとなった。

環境省は、平成24年１月26日に、除染特別地域の除染の進め方についての考え方を「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ)」として示したところである。除染ロードマップにおいては、環境省は、関係省庁から人材面も含めた協力を得ながら、同ロードマップを基本として、市町村等の関係者との協議・調整を行いつつ、具体的で実効ある特別地域内除染実施計画の策定及びその実施に取り組んでいくこととしている。

本計画は、特措法第28条の規定に基づく計画として、除染等の措置等の実施に関する方針、特別地域内除染実施計画の目標、特別地域内除染実施計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項、その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項について記述したものである。

特別地域内除染実施計画の期間

本計画においては、当面の実施対象期間を平成26年３月末までとし、当該期間における除染等の措置等に係る目標、実施内容等について次のとおり定めるものとする。ただし、除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（以下「除去土壌等」という。)の仮置場等での保管及び搬出については、仮置場等からの搬出が終わり、仮置場等が解消されるまでを本計画の期間とする。

１．除染等の措置等の実施に関する方針

福島復興再生基本方針のとおり長期的な目標として追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下となることを目指し、除染等の措置等は、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とし、以下の方針に基づき実施する。

①　除染等の措置等は、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に実施する。

②　除染等の措置等は、本計画に従うとともに、特措法及びその下に策定された基本方針、政省令、ガイドライン等を踏まえて、国として責任を持って取り組む。

ⅰ　追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下となることを目指す。

ⅱ　追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指す。

③　概ね年間積算線量50ミリシーベルト以下となる地域について、除染等の措置等を実施する。一方、概ね年間積算線量50ミリシーベルト超となる地域については、除染技術の確立及び作業員の安全性の確保のための除染モデル実証事業を早期に実施し、その結果等を踏まえて除染等の措置等の方法を検討する。

④　除染等の措置等の実施に当たっては、線量の測定等の結果も踏まえ、適宜関係機関と連絡・調整しながら進める。